

令和 6 年 7 月 2 日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、本橋ジム所属ボクサーである菊池雄貴（ライセンスNo.48063）選手を令和 6 年 6 月 2 9 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 本橋ジム菊池雄貴選手は、令和 6 年 6 月 3 0 日の試合の前日計量において減量失敗によるオーバーウエイトとなり、計量失格により試合がキャンセルとなった。

このことは競技スポーツとしてのプロボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は菊池雄貴選手を令和 6 年 6 月 2 9 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 2 号に基づき、本橋ジムのマネージャーである本橋大我（ライセンスNo.47978）氏を戒告処分とする。

理由：本橋大我は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上
一般財団法人日本ボクシングコミッション